

別冊

佐賀中部広域連合 給付適正化計画（案）

（平成30年度～平成32年度）

平成30年3月12日

佐嘉神社記念館 3階

目 次

	頁
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 事業の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 主要5事業の現状と課題及び対応策・・・・・・・・	3
(1) 要介護認定の適正化	
(2) ケアプランの点検	
(3) 住宅改修等の点検	
(4) 縦覧点検・医療情報との突合	
(5) 介護給付費通知	
4 事業推進の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、その創設から17年が経ち、サービス利用者は、制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も増加し、介護保険制度は、必要な高齢者の生活の支えとして、定着し、また、発展してきています。

その一方で、平成37年には、いわゆる団塊世代のすべてが75歳以上となるほか、平成52年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

こういった状況の中、介護保険制度には、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することが求められています。

この仕組みを構築するため、介護給付の適正化が必要なものとなる。これは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものであり、各保険者において自らの課題認識の下に取組を進めていくことが重要となります。

この計画は、この取組を推進するため、介護保険者が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものです。

2 事業の方向性

適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、効果的・効率的な介護給付を推進します。

現在、本広域連合は、国が示す主要5事業にすべて取り組んでいますが、その達成度は事業ごとに異なり、人員体制の不足や財政上の制約により、完成度が低い事業もあるため、その充実に努めます。

(1) 要介護認定の適正化

適正かつ公正な要介護認定の確保を図るため、居宅介護支援事業者等に委託している要介護認定の認定調査内容について介護保険者が点検を行い、本広域連合が直接調査を実施している場合も含めて、適切な認定調査の実施について実態を把握します。

併せて要介護認定に係る地域差等について、保険者内や全国との分析を行い、要介護認定調査の適正化に向けた取組を行っていきます。

(2) ケアプランの点検

受給者が真に必要なサービスを確認し、状態に適合したサービス提供を確保するために、介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画等の点検を行い、必要な場合にはその支援を行います。

(3) 住宅改修等の点検

受給者の状態に応じた適切な住宅改修や福祉用具購入・貸与を推進するために、その必要性や利用状況等について点検を実施します。

住宅改修については専門的な知識を有している者により、施工前・施工後において、特に改修規模が大きいものや複雑なものに留意しながら点検・確認を行うとともに、施工事業者への研修会を開催するなど、適切な住宅改修の実施に努めます。

福祉用具の点検については、書類審査を行うことはもとより、より効果的に点検・確認を行うために、訪問調査等を実施します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会の適正化システムから提供される医療情報と介護保険の給付情報を基に、介護報酬の支払状況の確認・点検や請求内容の誤り等を早期発見し、適正な給付の請求につなげます。

(5) 介護給付費通知

介護保険者から受給者に給付状況の内容について通知することにより、受給者や事業者に対して適正なサービスの利用と提供につなげます。

本広域連合では、在宅におけるサービス全般と一部のサービスに特化した通知を送付することにより、事業を実施しています。第7期においても、通知の内容や方法等に検討を加え、より事業効果があがるように努めます。

3 主要5事業の現状と課題及び対応策について

(1) 要介護認定の適正化

現状	<p>保険者の直接調査及び事業所等へ委託している認定調査の内容に対して、保険者職員（保健師等）による点検を実施している。</p> <p>保険者及び委託事業者に所属する調査員に対し、研修会の開催や保険者職員による点検の際の個別指導を実施している。</p> <p>保険者の直接調査を、保険者が実施すべき新規申請に係る調査だけでなく、変更申請と更新申請の一部（有料老人ホームなどの入居者等）に係る調査について実施している。</p> <p>また、平成28年度より、事業所等へ委託している更新申請に係る調査について、一定期間を設け要介護度別に保険者の直接調査を実施している。</p>			
実績	年度	平成27年度	平成28年度	
	保険者職員による点検	100%	100%	
	保険者の直接調査実施割合	45%	52%	
課題	<p>調査内容に係る選択肢の判断基準の認識、特記事項の記載の仕方など、調査員ごとにばらつきが見られるため、既存の研修や保険者職員による点検の際の個別指導により一層の充実が必要である。</p> <p>要介護度別に保険者の直接調査を実施しているが、対象介護度の選定や実施方法等について今後更なる検討が必要。</p>			
対応	<p>すべての認定調査の内容に対して、保険者職員による点検を継続して実施する。</p> <p>委託事業所の調査員については、研修会の開催、県が実施する研修会への派遣、又は個別の指導・助言などを実施することにより、認定調査の方法や判断基準等の理解を深め、調査技術等の向上を図る。</p> <p>更新申請について、保険者の直接調査の内容が、事業所等へ委託した場合の内容と矛盾が生じた場合などは、事業所等の調査員に対し、個別の指導及び研修会等による研修を行う。</p>			
目標	目標値の内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	保険者職員による点検	100%	100%	100%
	保険者の直接調査実施割合	55%	55%	55%

(2) ケアプランの点検

現状	<p>本広域連合では、介護支援専門員等の資格を持つ嘱託職員によるケアプランの点検を実施している。</p> <p>平成29年度から、対象事業所に所属するケアマネージャー1人につき1件のケアプランは必ず点検を行えるように、ケアプランの提出を求めている。実施後には点検内容を事業所に送付し、双方で再度確認を行うようにしている。</p> <p>(平成29年度1月末現在の実施実績、12事業所、38件)</p>			
実績	年度	平成27年度	平成28年度	
	ケアプラン点検を実施した事業所数	3事業所	6事業所	
	ケアプラン点検の実施件数	3件	19件	
課題	<p>平成28年度までは、事業所に訪問していたが、効率的に実施できるように、平成29年度から、本広域連合において個別に面談を行う方式へと移行した。</p> <p>ただし、現行の手法では、時間的な制約があり、多くのケアプランを対象にできないため、対象としたケアプランだけではなく、当該介護支援専門員が担当している他のケアプランについても、効率的にその効果が反映できる仕組みが必要である。</p>			
対応	<p>ケアプランの点検後に、保険者からの意見等が事業所内で共有されたか、点検による介護支援専門員の気づきがプランの作成に活かされたかどうか、などを確認し、ケアプラン点検がその場限りにならないよう、必要に応じて介護支援専門員へフォローの支援を行う。</p> <p>ケアプラン点検を通じて、複数の介護支援専門員の間で類似する問題等を把握することで、介護支援専門員に対して適切な助言や支援を行うことができる体制を整え、また、介護支援専門員を対象として開催する研修等の内容にも反映させるようにする。</p>			
目標	目標値の内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	ケアプラン点検を実施した事業所数	20事業所	20事業所	20事業所
	ケアプラン点検の実施件数	60件	60件	60件

(3) 住宅改修等の点検

ア 住宅改修の点検

現状	<p>本広域連合では、建築士の資格を有する嘱託職員2名を雇用し、工事見積書の点検等については、全件の点検を行っている。事前申請は、原則、住宅改修が必要な理由書を作成した介護支援専門員と住宅改修施工業者が窓口に来庁し、申請内容が真に介護の必要性によるものか、過剰な改修となっていないか、工事内容が安全か等について協議している。</p> <p>また、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が判断しにくいもの、先例がない製品の使用があるもの等の事例の際に、訪問調査を実施している。</p>			
実績	年度	平成27年度	平成28年度	
	工事見積書、写真等書面による事前点検件数	1,532件	1,466件	
	点検により過剰な改修や支給対象外など支給額の変更を行った件数	466件 (30%)	523件 (36%)	
	訪問調査を行った件数	49件	22件	
課題	<p>建築的な観点からは十分な効果が挙げられていると思われるが、介護的な観点では、工事内容が真に必要性によるものか、過剰な改修となっていないかという面においては、住環境整備コーディネーター、作業療法士、理学療法士等の資格を有する有識者と協議する機会を設け、検討する等改善できる点がある。</p>			
対応	<p>建築士等の資格を有する専門職を配置し、住宅改修の安全性や住宅改修費用が不当に高額である等、改修工事の施工前に工事見積書等の書面による点検を継続する。</p> <p>建築士の他、住環境整備コーディネーター、作業療法士、理学療法士等の資格を有する者の関与、作業療法士会、理学療法士会との連携等により、建築、介護の両面から住宅改修を点検するという点を強化する。</p> <p>また、申請件数の増加等により、書類審査に係る時間が増加しており、訪問調査が必要性が高いものに特化している状況にある。事務の効率化を検討し、訪問等による、より適切な住宅改修につなげる。</p>			
目標	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	事前申請における工事見積書、写真等書面による点検	100% (1,464件)	100% (1,476件)	100% (1,524件)
	疑義が生じた改修の現地調査	100%	100%	100%

(3) 住宅改修等の点検

イ 福祉用具購入・貸与調査

現状	<p>住宅改修による訪問調査の際、福祉用具購入の履歴がある場合にチェックシートに基づき、用具の有無や利用状況について調査をしている。</p> <p>また、福祉用具購入の申請の際に、原則として介護支援専門員が作成した使用状況確認書の添付を義務付けており、利用者に必要なか書面による確認を行っている。</p>			
実績	年度	平成27年度	平成28年度	
	訪問調査を行った件数	11件	5件	
課題	<p>現状において、人的体制の不足により、訪問調査が住宅改修関係のみのため、年度に数件程度しか実施できていない。</p>			
対応	<p>福祉用具購入の必要性や利用状況等の確認については、介護支援専門員が作成する利用状況確認書等、書面等による点検を継続する。また、必要性や利用状況に疑義が生じた場合は、事業者に対する問合せや介護支援専門員への確認、利用者宅への訪問による実態調査等を実施する。</p> <p>訪問調査数を増加を含め調査対象の拡大のため、介護支援専門員の資格を持つ嘱託の活用や委託事業の検討を行い、また、効果的・効率的な調査のために、福祉用具の必要性の調査や給付実績に応じた過誤の割合等による事業所の抽出など調査対象の条件など調査方法を検討する。</p>			
目標	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	福祉用具購入費支給申請書の添付書類等、書面による点検	100% (1,944件)	100% (2,148件)	100% (2,328件)
	疑義が生じた場合の事業者等への問合せ、確認又は訪問調査	100%	100%	100%

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

現状	<p>縦覧点検は、算定期間回数制限縦覧チェック、重複請求縦覧チェック一覧表、居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表、単独請求明細書における順受付チェック一覧表を平成27年度までは直接審査し、平成28年度からは、佐賀県国民健康保険団体連合会に委託し、審査している。</p> <p>また、医療情報との突合については、平成28年度から、佐賀県国民健康保険団体連合会に委託し、審査している。</p>			
実績	年度	平成27年度	平成28年度	
	縦覧点検により過誤調整に至った件数	176件	131件	
	医療情報との突合により過誤調整に至った件数	—	579件	
課題	<p>縦覧点検について、委託審査の対象外となっている帳票があるが、制度改正等の事務の増加等により、対応ができていない。</p>			
対応	<p>縦覧点検、医療情報との突合については、引き続き佐賀県国民健康保険団体連合会に委託し、審査していく。</p> <p>対応策としては、介護支援専門員の資格を有する嘱託職員を活用などを検討し、委託審査の対象外の帳票を点検する。</p> <p>具体的には、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表を活用し、軽度者に対する福祉用具貸与を要する理由書の提出状況との突合や、福祉用具貸与の訪問調査の対象者抽出に活用する等が考えられる。</p>			
目標	年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	医療費情報との突合	国保連への委託	国保連への委託	国保連への委託
	縦覧点検	国保連への委託	国保連への委託	国保連への委託

(5) 介護給付費通知

現状	<p>介護給付費通知については、年に1回12月に半年分（当該年度の4月～9月利用分、利用月、提供事業所名、サービス種類、回数、サービス費用、利用者負担額）を送付している。</p> <p>また、介護給付費通知のほか、佐賀県平均貸与価格比150%以上で貸与を受けている利用者を抽出し、福祉用具貸与の価格通知を年1回12月に行っている。</p>			
実績	年度	平成27年度	平成28年度	
	介護給付費通知の発送回数	1回/年	1回/年	
	福祉用具貸与の価格通知の発送回数	1回/年	1回/年	
課題	<p>介護給付費通知の発送後、問合せ等の反応が僅少であり、利用者が通知の意図を理解し、サービス内容の見直しや事業所の不適切なサービス提供の是正などの効果を評価しにくい。</p>			
対応	<p>利用者だけでなく、担当の介護支援事業所等にも通知を行うなど送付先の見直しや、通知文書の項目の見直し等、効果がより目に見える方法を検討する。</p> <p>福祉用具貸与の価格通知については、平成30年度の制度改正により、福祉用具貸与の価格に上限が設定される予定であるため、通知の有無・要件等、見直しを行う。</p>			
目標	目標値の内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	介護給付費通知の発送回数	1回/年	1回/年	1回/年
	福祉用具貸与の価格通知の発送回数	1回/年		

4 事業推進の方策

現在、本広域連合は、居宅サービスや地域密着型サービスに対する指導監督権限を有し、事業所運営の更なる適正化を目指し、指導育成に励んでいるが、その効率化は限られた範囲でしか実施できていない。

このため、以下の観点による国保連の適正化システムの活用など適正化事業の展開を検討し、指導監督業務との連携などと整合性のとれた適正化事業を実施する。

第7期においては、住宅改修や福祉用具貸与などの制度改正も実施されるので、平成30年度においては、既存の事業実施の取りこぼしがないよう努め、その制度改正の影響を勘案して、平成31年度から新しい制度に対応した具体的な事業構築を実施する。

(1) 指導監督との連携

指導監督事務においては、苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施することになるが、合わせて、積極的に適正化システムの情報を活用し、保険者における効率的な指導監督体制の更なる充実を図る。

その際に、指導監督事務において対象となった事業者及び適正化事業において抽出された事業者の情報については、保険者内において相互に情報共有を図る。不当請求あるいは誤請求の多い事業者等への重点的な指導国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、保険者による重点的な指導監督を実施する。

また、適正化システムにおいて出力されたデータの状況分析等を実施し、重点的な指導監督を実施する。

(2) 適正化システムの活用

適正化システムについては、適正化に特化したシステムとして活用次第で非常に効果的に用いることができることから、保険者としては、優先度が高く、また、活用しやすい帳票を活用すべきとされている。単に事業者の不正請求等を発見し、是正するだけではなく、事業者の実情を理解するという意味でも出力されるデータの活用は重要である。